平成２７年（フ）第２４４号
青森市大字久栗坂字浜田1037番地２　めぐみの家２－９
債務者　佐藤　優一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
青森県むつ市大湊新町34番87号　ビューコートＣ－３
債務者　澤田　　力
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
神奈川県厚木市妻田東１丁目24番３－201号
債務者　宮田　有沙
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２８号
神奈川県平塚市松風町28―48　ハイライフ湘南311号室、住民票上の住所神奈川県小田原市扇町２丁目15番６号
債務者　千島なおこ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５９２号
千葉県松戸市常盤平２丁目20番地の24　第一長谷川マンション102号
債務者　立花より子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６０１号
千葉県流山市東初石５丁目134番地の２　新Ｃ119街区１－２　Ｂ－３
債務者　重田真由美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６００号
愛知県瀬戸市共栄通３丁目57番地　ハウス泉２－Ｄ、従前の住所愛知県尾張旭市三郷町中井田144番地　ライオンズマンション三郷104号
債務者　髙木　邦彦
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０３号
名古屋市港区いろは町３丁目８番地　新いろは荘３棟202号
債務者　佐藤寿々子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８号
山口市赤妻町９番４―202号
債務者　原田美智子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４６７号
大阪府四條畷市清滝中町10番27号清滝苑Ⅱ302
債務者　松山　和樹
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７９号
大阪府門真市速見町９番17―305号
債務者　西山　利枝（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５６号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番　長吉住宅５号棟502号平島方、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原西３丁目11番47号
債務者　山下　秀樹
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６０号
大阪府八尾市田井中３丁目94番地の２アクティ金田206号
債務者　白木　利枝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６号
沖縄県うるま市字安慶名64番地　オアシスＳｕｎ３－Ｂ
債務者　半田　俊治
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第８１号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目26番地　北国ハイツ201号
債務者　曾　　惠祝
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前10時30分
金沢地方裁判所小松支部